

## 長岡京市広報紙広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広報長岡京（以下「広報紙」という。）に広告を有料で掲載することについて、長岡京市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(規格・掲載料等)

第2条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告の掲載位置及び掲載可能数は、広報紙の号ごとに市長が指定するものとする。

(募集)

第3条 広告の募集は、広報紙、市のホームページ等により行うものとする。

(申込み)

第4条 広告の掲載を希望するものは、広報紙広告掲載申込書（別記様式第1号）及び誓約書（要綱別記様式第1号）に広告の原稿案を添えて、市長が指定する日までに、市長に申し込むものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、要綱第3条及び第4条並びに長岡京市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定に基づき審査し、掲載の可否を決定し、広報紙広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は非掲載決定通知書（要綱別記様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

(原稿の提出)

第6条 前条の規定により広告の掲載決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに、指定の形式で広告の原稿を提出しなければならない。

2 広告の原稿の作成費用は、広告主が負担するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（第 2 条関係）

枠 数	寸 法	広告掲載料
1 枠	縦 5 0 ミリメートル×横 5 5 ミリメートル	1 5 , 0 0 0 円
2 枠	縦 5 0 ミリメートル×横 1 1 7 . 5 ミリメートル	3 0 , 0 0 0 円
3 枠	縦 5 0 ミリメートル×横 1 8 0 ミリメートル	4 5 , 0 0 0 円

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

申込者（住 所）  
（名 称）  
（代表者名）  
（電話番号）  
（担当者名）

### 広報紙広告掲載申込書

「広報長岡京」への有料広告掲載を、掲載予定の広告イメージを添えて申し込みます。

#### 記

1. 掲載する広告の内容  
業種（ ）
2. 掲載月（ 年5月～ 年4月）

希望枠数を記入してください（上限3枠）。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
枠数												

※ 掲載月は、ご希望に添えない場合があります。

※ 広告掲載料の納付書は、各月ごとに掲載月の1か月前までに送付します。

別記様式第2号（第5条関係）

長対広第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

### 広報紙広告掲載決定通知書

広報紙への有料広告の掲載を下記のとおり決定したので通知します。

記

掲載号（ 年5月～ 年4月）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
枠数												

※広告掲載後、何らかのトラブルが生じた場合は、今後の掲載をお断りする場合があります。